

道路運送法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

○	道路運送法（昭和二十六法律第百八十三号）（抄）	．．．．．	1
○	道路運送法施行令（昭和二十六年政令第百五十号）（抄）	．．．．．	1
○	道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）（抄）	．．．．．	2

○ 道路運送法（昭和二十六法律第八十三号）（抄）

（事業の休止及び廃止）

第三十八条 一般旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。）は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2～4 （略）

○ 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）（抄）

（旅客自動車運送事業に関する権限の委任）

第一条 一般乗合旅客自動車運送事業に関する道路運送法（以下「法」という。）第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限であつて、次に掲げるものは、地方運輸局長に委任する。

一～二十六 （略）

二十七 法第三十八条第一項又は第二項の規定による事業の休止又は廃止に係る届出の受理

二十八～三十三 （略）

2 一般乗合旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業に関する法第二章、第二章の二及び第四章に規定する国土交通大臣の権限は、次に掲げるものを除き、地方運輸局長に委任する。

一 法第十一条第三項の規定による標準運送約款の制定及び公示

二 法第二十九条の二（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による情報の整理及び公表

三 一般乗合旅客自動車運送事業（当該事業に係る路線が地方路線であるもの及び不定路線事業を除く。）を經營する法人に係る合併又は分割の認可

四 法第四十三条の二第一項の規定による区域の設定

3 （略）

4 第一項及び第二項の規定により地方運輸局長に委任された権限で次に掲げるもの（一の運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内に係るものに限る。）は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。

一～三 （略）

四 法第三十八条第一項の規定による事業の休止に係る届出の受理

五～八 （略）

○ 道路運送法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百号）（抄）

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

（略）

第三十八条第一項中「廃止したときは、その日から三十日以内」を「廃止しようとするときは、その三十日前まで」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附則第三条及び第八条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。

（事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置）

第四条 この法律による改正後の道路運送法第三十八条第一項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する同項に規定する一般旅客自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した当該一般旅客自動車運送事業者については、なお従前の例による。